



埼玉県報

第86号
令和2年(2020年)
3月6日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 和光都市計画道路の変更（都市計画課）
- さいたま都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

告 示

埼玉県告示第百七十号

埼玉県議会令和二年二月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第六号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,248,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,935,663,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,125,653	74,701	3,200,354
	1 分担金	288,627	2,016	290,643
	2 負担金	2,837,026	72,685	2,909,711
9 国庫支出金		178,021,763	4,813,640	182,835,403
	2 国庫補助金	64,652,581	4,813,640	69,466,221
13 繰越金		3,027,086	5,641	3,032,727
	1 繰越金	3,027,086	5,641	3,032,727
14 諸収入		34,338,718	100,000	34,438,718
	4 受託事業収入	4,006,209	100,000	4,106,209
15 県債		224,443,000	10,255,000	234,698,000
	1 県債	224,443,000	10,255,000	234,698,000
歳入合計		1,920,415,013	15,248,982	1,935,663,995

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		25,995,464	358,020	26,353,484
	5 農 地 費	9,361,586	358,020	9,719,606
8 土 木 費		122,755,058	14,890,962	137,646,020
	2 道 路 橋 り よ う 費	52,418,447	3,542,820	55,961,267
	3 河 川 費	32,759,030	11,058,705	43,817,735
	4 都 市 計 画 費	25,596,826	289,437	25,886,263
歳 出	合 計	1,920,415,013	15,248,982	1,935,663,995

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	5 農 地 費	ほ場整備事業費	26,460
		農地防災事業費	331,560
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費	586,800
	3 河 川 費	河川改修事業費	600,000
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	120,000
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	50,000
4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	50,000	
	社会資本整備総合交付金(公園)事業費	120,000	

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	198,000	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	496,408
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	565,000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	1,588,112
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	50,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	720,000
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	340,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	540,000
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	919,400	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	5,663,400
		床上浸水対策事業費	414,000	床上浸水対策事業費	894,000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	450,000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	569,437

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,138,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,226,000		(補正前に同じ。)	
道路事業	6,523,000	同上	同上	同上	7,784,000		(同上)	
直轄事業負担金	10,446,000	同上	同上	同上	16,274,000		(同上)	

河川事業	6,272,000	同	上	同	上	同	上	9,153,000	(同	上)
砂防事業	696,000	同	上	同	上	同	上	779,000	(同	上)
街路事業	2,081,000	同	上	同	上	同	上	2,135,000	(同	上)
公園事業	332,000	同	上	同	上	同	上	392,000	(同	上)

告 示

埼玉県告示第百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

NPO法人カローレ

二 代表者の氏名

浅見 要

三 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字五味前四百二十六番四

四 当該認定の有効期間

令和二年三月六日から令和七年三月五日まで

告 示

埼玉県告示第百七十二号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和二年四月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県告示第千百九十六号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 四百五十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 百八十円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 七十円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

告示

埼玉県告示第百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアセキ上高野店

埼玉県幸手市上高野三百三十二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

黒川佳子

埼玉県幸手市上高野三百二十四番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ行田持田店

埼玉県行田市大字持田字大宮前九百七十二番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

令和二年一月三十一日

二 縦覧期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ フードスクエア川口前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五二台

ハ 変更年月日

令和二年十月五日

ニ 届出年月日

令和二年二月四日

二 縦覧期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月六日から令和二年七月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百七十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年二月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社フルハウス

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字丸山千三百九十一番地六

ハ 代表者の氏名

渡辺 勝

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第六四三三一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社フルハウスの役員は、刑法違反の罪により、さいたま地方裁判所から懲役二年八月（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十九年二月十六日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等）のうち第七号に該当する者のあるもの（の）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第百七十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（三級基準点復旧測量）

三 作業地域

吉川市大字三輪野江地内

四 作業期間

令和二年一月十四日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百七十八号

令和二年埼玉県告示第八号で公示した公共測量は、令和二年三月二日終了した旨
測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭
和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の
規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百七十九号

令和元年埼玉県告示第百七十号で公示した公共測量は、令和二年二月七日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百八十号

令和二年埼玉県告示第三十八号で公示した公共測量は、令和二年二月十九日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百八十一号

令和二年埼玉県告示第三十九号で公示した公共測量は、令和二年二月十九日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によりさいたま市からさいたま都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり毛呂山・越生都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

変更なし

ロ 削除する部分

変更なし

告示

埼玉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から令和六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
富士見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十九年十月二十五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 汚水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
 - ロ 雨水
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
三芳町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十一月七日から令和五年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
汚水
イ 収用の部分
変更なし
ロ 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年三月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和二年三月十一日 午後一時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和二年三月六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 292機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、草加保健所、東松山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興

	センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病害虫防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、茶業研究所、水産研究所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、宮繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
病院局	循環器・呼吸器病センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学

	校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

令和元年10月19日～令和2年1月20日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ 「県立博物館、美術館に求められる役割について」

ア 監査の視点

文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、利用者目線での文化財の保存及び活用に加えて市町村や地域との連携について監査を実施した。

主な視点としては「資料（作品）の収集・保存」、「展示など収蔵資料（作品）の活用」、「利用者を増やすための取組」、「地域資源を活用した地域連携への取組」である。

監査対象機関は、県立博物館及び美術館のうち直接運営している教育局の施設で利用者数の多い4つの博物館と近代美術館の5機関を対象とした。

なお、監査実施に当たっては、対象機関のほか文化財保護及び博物館を所管する文化資源課の職員も同席の上、監査を実施した。

イ 監査の対象機関 5機関

所管部局	監査対象機関
教育局	歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館

ウ 監査実施日

令和2年1月24日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	飯能県土整備事務所	<p>平成29年度に一般競争入札により契約を締結した「広幅デジタル複合機の複写サービスに係る単価契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 契約締結後間もなくして、入札公告で示した契約条件を、合理的理由がないにもかかわらず変更した。2 変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく、原契約書の該当数値を加除修正することにより処理をしていた。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	大里農林振興センター	<p>平成30年度に執行した「生物顕微鏡、卓上型pH・電気伝導度測定器」の購入について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。</p>
都市整備部	営繕・公園事務所	<p>平成30年度に実施した「こども動物自然公園仮設小動物舎の設置及び維持管理に関する協定」について、次の点で不適切だった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 検査員を指定して検査を実施しなければならないにもかかわらず、検査員の指定をしていなかった。2 検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
企業局	水道整備事務所	<p>平成30年度に締結した「30水整第158号東松山第二幹線（北側）用地取得あっせん業務委託契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 一部業務の再委託に当たり、受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が記載されていないにもかかわらず、承諾を行った。2 原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。
病院局	精神医療センター	<p>平成31年度に締結した消防設備保守業務委託契約について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。</p>

下水道局	荒川右岸下水道事務所	<p>平成 30 年度の公用車タイヤ付替え手数料の支払について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一の請求に対して 2 度の支払を行っていた。 2 1 回目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。
教育局	近代美術館	<p>令和元年度の「フルカラー電子複写機の複写サービスに係る単価契約」について、予定価格が 100 万円を超える場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。</p>
教育局	上尾かしの木特別支援学校	<p>平成 30 年度に支給した非常勤講師の報酬について、平成 31 年 1 月分及び 3 月分の支給額を誤って算定し、過払していたことは不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和二年三月六日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	高 橋 政 雄
埼玉県監査委員	新 井 一 徳

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	国保医療 課	令和元年10月4日 (第44号)	<p>平成30年度に長期継続契約で締結した「国保データベース(KDB)システムハードウェア保守業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託契約の内容が、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約として締結した。 2 長期継続契約の契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、契約を解除する旨の特約が定められていなかった。 	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約における見直し 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う令和元年10月1日付け変更契約において、契約における仕様書を一部見直すとともに、長期継続契約における契約解除の特約について規定した。 2 再発防止対策 長期継続契約の締結を適切に行うため、契約内容及びその必要性について、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が確認し、課として慎重に検討・判断する。特に今回、契約内容の特殊性による契約仕様の理解不足が不適切な契約につながった要因の一つと考えられることから、仕様書の作成に当たっては契約内容を十分理解した上で整備することとする。 さらに、契約金額にかかわらず、長期継続契約を締結する際には、事前に入札課へ相談を行うこととする。 3 職員への周知徹底 国保医療課では、所属全職員に対し、指摘に至った経緯、誤りの内容、原因について周知するとともに、長期継続契約に係る条例及び依命通達の運用における留意点について改めて確認し、適正な長期継続契約事務の実施について徹底を図った。 併せて、保健医療部内の全課所に対しても、事例の周知と同様な誤りがないよう注意喚起を行った。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	朝霞西高等学校	令和元年12月13日 (第64号)	平成30年度の「灯油単価契約」について、予定価格が160万円を超えた場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、担当内の会議で監査結果の周知をするとともに、契約事務の注意点等についても再確認し、適正な契約事務の執行がなされるよう徹底を図った。</p> <p>また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」の項目に、「財産の買入で予定価格が160万円を超える場合は随意契約不可」である旨を追記し、執行伺いの際の確認を徹底することとした。</p> <p>なお、チェックシートに記載する項目の見直しに当たっては、誤りが生じやすい他のポイントについても併せて改善し、契約事務全般について不適正事例の発生防止を図った。</p>